

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して経営の透明性を確保し、合理的・効率的な経営活動を行うことによって、企業価値を継続的に高めることを経営の基本方針としております。

これらの実現のためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、更にこの機能を充実させることが肝要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会では、法令に定められる事項及び業務執行に係る重要事項等が適宜報告され決定しており、議論や発言内容、審議における十分な時間の確保等から、現行の取締役会の実効性は確保されていると判断しており、現時点においては、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

経営戦略上重要な業務提携・資金調達・仕入等に必要となる企業の株式を保有する場合がありますが、同株式の買い増しや処分の要否等は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを毎年検証し、取締役会に報告しております。

また、議決権行使は発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、当社の持続的成長と経営戦略実現に資するものであるかを個別に判断し、適切に行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役及び従業員と当社との取引に関しては、その規模や重要性に応じて、財務・会計・税務・法務などの観点で審査を経た上で実施しております。

また、取締役については、当社との取引のほかに競業取引など、取締役による利益相反取引についても、法令に従い取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告しており、更に、毎年定期的に関連当事者間取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社のホームページにおいて、企業理念、中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2020」(以下、ZGP2020)を掲載しておりますのでご参照ください。(<https://www.zenrin.co.jp/company/ir/management/zgp2020/index.html>)

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書Iの1.「基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

当報告書IIの1.「機関構成・組織運営に係る事項」【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】をご参照ください。

(iv) 取締役の選任に関する方針と手続き

当報告書IIの2. (3)「取締役の指名について」をご参照ください。

(v) 取締役の選任にあたっての個々の説明

取締役の個々の選任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております「株主総会招集ご通知」をご参照ください。

(<https://www.zenrin.co.jp/company/ir/stock/meeting/index.html>)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、平成28年6月17日開催の第56回定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会では、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。それ以外の重要な業務執行の決定については、当社定款において取締役に委任できる旨の規定を設けております。具体的には、代表取締役及び業務執行取締役で構成する経営会議を開催し、取締役会の付議案件、取締役会の専決事項を除く経営の重要事項など「経営会議規程」に定める事項を審議、決定しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役4名全員を独立役員として登録しております。

社外取締役4名はそれぞれ独立した立場から、当社経営全般に対して経営や財務・会計、企業法務等の豊富な経験と知識に基づいた的確な助言や意見を表明しており、経営の監視及び監督は十分に機能しているものと考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、会社法に定める社外取締役の範囲、並びに金融商品取引所が定める独立性基準に従い独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任しております。

また、経営の意思決定を迅速且つ効率的なものとするため、取締役の員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とすることを定款に定めております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

社外取締役をはじめ、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の兼任については、法令上の適切性の確認に加え、兼任先の業務内容・業務負担等を確認の上、取締役としての職務を適切に遂行できると考えられる範囲に限り、取締役会の決議により決定しており、重要な兼職については、毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社は、取締役の職責を果たすために必要な知識・経験・能力を有する者を取締役として選任しており、社外取締役を含む新任取締役にに対しては、当社の事業概要の説明、主要拠点の見学等を実施し、当社に関する知識の習得を支援するほか、各取締役が、それぞれの役割及び責務について理解を深めるために必要な社外研修・講習会等への参加を支援することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主に経営方針や事業活動を正しく理解していただき、建設的な対話を促進するため、IR・財務を統括する執行役員を指定し、担当部門を設置しており、正確でわかりやすい企業情報を、公平かつ迅速に発信、対話することに努めております。
また、株主構成の把握に努め、代表取締役による各種説明会や国内外の投資家訪問の実施、地図データベース整備工程の見学対応などを行い、その結果は定期的に経営陣幹部及び取締役会に報告しております。
なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社サンワ	3,514,059	9.91
トヨタ自動車株式会社	2,848,000	8.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,631,600	4.60
ゼンリン従業員持株会	1,618,021	4.56
株式会社西日本シティ銀行	1,530,300	4.31
大迫ホールディングス株式会社	1,263,400	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	924,100	2.60
大迫 キミ子	900,947	2.54
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 385576	794,700	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	744,600	2.10

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

- 1 当社は自己株式(2,767,097株)を所有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。
また、割合は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式250,000株は含めておりません。
- 2 平成30年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キャピタル・インターナショナル・リミテッド及びその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル、並びにキャピタル・インターナショナル株式会社が、平成30年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数	保有割合
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England	347,100株	0.91%
キャピタル・インターナショナル・インク	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.	110,700株	0.29%
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル	3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland	66,500株	0.17%
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	1,146,100株	3.00%
合計		1,670,400株	4.37%

- 3 平成30年4月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数につきましては、株式分割前の株式数を記載しております。

4 平成30年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、並びにアセットマネジメントOne株式会社が、平成30年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。(株式分割後の株式数を記載しております。)

氏名又は名称	住所	所有株式数	保有割合
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	64,718株	0.11%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	375,000株	0.65%
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,440,700株	4.26%
合計		2,880,418株	5.02%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩次 喜代明	学者											
磯田 直也	弁護士											
新海 一郎	他の会社の出身者											
柴田 祐二	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩次 喜代明		○	—	経営学の専門家として企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、客観的立場から当社経営全般に対して提言することにより、当社取締役会での意思決定における客観性、公正性が高まり、コーポレート・ガバナンスがより一層強化できるものと考えております。 同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
磯田 直也	○	○	—	弁護士として企業法務の専門的な知識を有しており、監査等委員として客観的な意見表明等を行うことにより、監査等の実効性確保に資するものと考えております。

				同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
新海 一郎	○	○	—	前職で取締役、監査役を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、監査等委員として客観的な意見表明等を行うことにより、監査等の実効性確保に資するものと考えております。 同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
柴田 祐二	○	○	—	公認会計士、税理士としての知識・実績・見識を有しており、監査等委員として客観的な意見表明等を行うことにより、監査等の実効性確保に資するものと考えております。 同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査室内に専任者を配置しております。当該使用人は、監査等委員会の業務を補助する事項に関しては、監査等委員会の指揮命令により職務を遂行しており、当該使用人の人事異動は、監査等委員会と事前に協議を行います。また、当該使用人に対する取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び業務執行者からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と四半期毎に定期会合を開催し、会計監査人から会計監査計画とその実施状況の報告を受けるとともに、監査上の留意事項についての意見交換を行っております。また、この定期会合には、監査室長も同席し情報共有を図るとともに、内部監査の実施状況及び内部統制の整備・運用状況を報告し、会計監査人と監査室の相互連携を図っております。

監査等委員会と監査室は、原則として毎月連絡会を開催し、監査等委員会は、監査室から内部監査の実施状況及び内部統制の整備・運用状況の報告を受けるとともに、監査室の代表取締役社長に対する監査報告会に出席し、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度につきましては、当報告書IIの1.「機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書による開示内容は、次のとおりであります。

役員報酬等					
(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数					
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	うち基本報酬 (百万円)	うち賞与 (百万円)	うち役員株式給付引当金繰入額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	264	134	110	20	6
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	17	16	—	0	1
社外取締役	16	15	—	1	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
- 500百万円以内(うち社外取締役30百万円)
- (平成28年6月17日 第56回定時株主総会決議)
- 監査等委員である取締役
- 200百万円以内
- (平成28年6月17日 第56回定時株主総会決議)
- また、上記報酬限度額とは別枠で、平成28年6月17日開催の第56回定時株主総会に基づき、役員株式給付信託(BBT)を導入しております。
2. 取締役賞与は、単年度の業績達成度に応じて総支給額を決定する業績連動報酬として現金にて、役員株式給付信託(BBT)は、役位や中長期の業績達成度に応じて当社株式等にて支給するものであります。
3. 上記取締役賞与は、取締役4名に対するものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
- 1) 報酬支給の目的
- 当社の役員報酬等は、当社グループのステークホルダーの利益に連動させつつ、当社グループの企業価値向上による社会貢献を図るため、各取締役が委託された業務遂行に邁進できる一定水準の生活基盤を保障するものといえます。更に、一層のモチベーション向上を図るとともに、委託したミッションを遂行し得る人材を継続的に確保することを目的として支給しております。
- 2) 報酬要素及び算定方法
- 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の全報酬は、固定報酬、賞与(年次インセンティブ報酬)、株式報酬から構成され、固定報酬及び賞与は現金にて、株式報酬は役員株式給付規程に基づき当社株式等にて支給しております。
- 監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と株式報酬であり、固定報酬を現金にて、株式報酬は役員株式給付規程に基づき当社株式等にて支給しております。
- a. 固定報酬
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の固定報酬は、当社連結上の利益水準や企業規模をベースとして、国内の上場企業の取締役報酬水準と相対的に比較検討し、取締役会及び監査等委員会にて役位毎に規定の上、決定しております。
- なお、経営環境等の変化が生じた場合は適時適切に見直しを行います。
- b. 賞与(年次インセンティブ報酬)
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の賞与は、目標達成度に対する実績還元、一層のモチベーション高揚を目的とした業績連動報酬としており、その総額を公表しております。
- 提出日現在におきましては、役位別係数、単年度連結業績目標の達成度、使用人兼務取締役においては個人業績目標達成度に基づき、算定することとしております。
- 平成30年3月期におきましては、単年度の業績達成度に応じたプロフィットシェアリング(利益の一定割合を総支給額の前資とする)方式により、支給総額を算定しております。
- なお、社外取締役及び非常勤取締役については、賞与は支給しておりません。

c.株式報酬

取締役の株式報酬は、取締役の報酬と当社の中長期業績及び株式価値との連動性をより明確にし、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役であるもの。）が中長期的な業績の向上と企業価値の拡大に貢献する意識を高めること、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役以外の取締役であるもの。）及び監査等委員である取締役が、監査又は監督を通じた企業価値の拡大に貢献することを目的としております。

当社が定めた役員株式給付規程に基づき、各事業年度に関して、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役であるもの。）に対しては、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与し、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役以外の取締役であるもの。）及び監査等委員である取締役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の当社株式等を給付することとしております。

d.その他

当社は、平成18年6月23日開催の第46回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する打ち切り支給を決議いただいております。なお、支給時期は制度廃止時に在任していたそれぞれの役員の退任時としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務を補助する担当者を置き、業務遂行のサポートを行っております。

監査等委員である社外取締役の職務の実効性を確保するため、監査等委員会の活動を補助する専任スタッフを配置しております。

また、取締役会の開催に際しては、事前に資料を配付することにより、起案部署への内容確認や取締役会事務局へ質問を求める等、議案に対する意見表明ができる環境を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
原田 康	相談役	地域貢献を目的とした経済団体等の役員及び他の会社の社外役員として活動	非常勤 報酬有	2011/03/31	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

相談役の契約、報酬額については、代表取締役の協議により決定する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

(1) 業務執行等について

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む12名の取締役で構成され、原則として月1回、また必要に応じて随時開催し、経営の意思決定及び業務執行の監督を行っております。これに加えて、平成30年4月から代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役で構成する経営会議を月1回開催し、取締役会の付議案件の審議、取締役会の専決事項を除く経営の重要事項の決定することで、更に迅速かつ効率的な業務運営を行うことが可能な体制としております。また、執行役員で構成する執行役員会も毎月1回開催し、主管業務に係る重要事項を協議、共有しております。経営会議及び執行役員会における審議及び共有事項は、取締役会に報告し、重要事項の意思決定を効率的に行う体制を整えております。更に当社は、半期毎に、業務執行取締役、執行役員及び子会社の代表が、各々の業務遂行状況を取締役会メンバーに報告することにより、業務執行の状況を確認できる体制を整えております。なお、当社は、スタッフ部門として、以下の組織を業務執行の監査・監督強化のために設置しております。

■総合企画室

当社は、代表取締役社長直轄の組織として経営戦略と広報に関する業務を主管する総合企画室を設置しております。経営戦略担当は当社及び企業グループの経営方針・経営戦略の策定及び進捗の統括をしております。また、広報担当は当社及び企業グループのブランディングや広報・広聴活動に関する方針策定と実行を統括しております。当報告書提出日現在19名が従事しております。

■経営管理・IR部

当社及び企業グループの経営管理業務を統括する機能として、当社並びにグループ各社の経営状況を管理統括するとともに、効果的なIR活動を通じてステークホルダーとの円滑かつ良好な関係を築くことを目的として設置しております。当報告書提出日現在19名が従事しております。

■情報システム室

財務報告に係る内部統制のうち、IT統制に関する運用及び推進を行っております。当報告書提出日現在32名が従事しております。

■監査室

当社は、代表取締役社長直轄の組織として監査室（内部監査部門と内部統制部門の相互連携を図るため、両部門を監査室に所属させております。）を設置しております。監査室は、財務報告に係る内部統制に関わる業務の運用状況の点検・確認のほか、業務全般の品質向上、事故の未然防止を目的に、当社及び連結子会社の内部監査を実施しており、当報告書提出日現在14名が従事しております。

内部監査は、年間の監査方針及び基本計画からなる基本計画書、並びに基本計画書に基づいて作成する実施計画書に従い、実地監査によって行っております。監査の結果については、速やかに代表取締役社長へ報告するとともに、監査報告会（四半期毎開催）においても報告しております。また、適宜改善を要請し、改善状況を確認するとともに、必要に応じて別途フォローアップ監査を実施することで、確実に業務が改善できるよう体制を整えております。

(2) 監査等委員会監査、会計監査等について

1) 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成しており、全員が社外取締役であります。

当社は常勤の監査等委員を選定しておりませんが、取締役(監査等委員を除く。)からの情報提供、重要な社内会議出席による情報共有、内部監査部門との十分な連携により、監査等委員会の監査の実効性の確保に努めてまいります。

監査等委員会は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等の基準を定め、これらに基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人から報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めることにより、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査体制の充実を図ってまいります。また、業務執行状況や連結子会社の管理状況に関する監査についても、会計監査人及び内部監査部門と適宜連携を図ること、実効性の確保に努めてまいります。

2) 会計監査の状況

有価証券報告書による開示内容は、次のとおりであります。

当事業年度に係る監査において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

なお、監査責任者及び補助者は全て有限責任監査法人トーマツに所属しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

監査責任者 公認会計士 竹之内 高司
公認会計士 室井 秀夫

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、公認会計士試験合格者2名及びその他の者5名

(3) 取締役の指名について

当社の経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名については、社内規定に基づき、取締役会にて決定しております。

取締役候補については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補は各事業や喫緊の課題に精通した内部昇格者から、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補は企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性を考慮して選定しております。

監査等委員候補については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査を公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていることなどを踏まえ、監査等委員会での同意を得た上で選定しております。

なお、取締役候補は、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

また、執行役員の選任にあたっては、業績貢献度や職務遂行能力等を勘案して社内規定に基づき、取締役会決議により選任しております。

(4) 責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、平成28年6月17日開催の第56回定時株主総会での承認を経て定款を変更し、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)に対する同法第423条第1項の損害賠償責任の限定に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、平成28年6月17日開催の第56回定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員が取締役として、経営の重要な事項について取締役会で議決権を行使できることや、業務執行取締役の業務執行状況を監視・監督し、その選解任及び報酬について株主総会で意見を述べるができることなど、監査等委員の法律上の機能を活用することにより、取締役会の経営陣に対する監督機能が一層高まると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送しております。第58回定時株主総会は、平成30年6月15日に開催し、招集通知は21日前の5月25日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先駆け平成30年5月23日に当社ホームページ、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム及びTDnet(東京証券取引所)に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は集中日を回避し、早期に設定しており、第58回定時株主総会は平成30年6月15日に開催いたしました。また、会場は出席者の利便性を考慮し、交通の便の良いターミナル駅周辺とすることで、より多くの株主にご参加いただけるように配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成17年6月開催の株主総会より、書面による議決権行使に加えて、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることにより、議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しており、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(要約)は、日本語版と同日の平成30年5月23日に当社ホームページ、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム及びTDnet(東京証券取引所)に掲載し、国内外の株主の議決権行使の促進を図っております。
その他	当社は、株主にとってわかりやすく、透明性の高い株主総会とするため、主に以下の取り組みを行っております。 ・事業報告等に関して、グラフや画像などを用いたビジュアルな説明を実施 ・株主総会終了後、総会概要、総会の模様(事業報告、対処すべき課題等)を動画で当社ホームページに公開(約1年間掲載) (https://www.zenrin.co.jp/company/ir/stock/meeting/index.html) ・株主総会議案の議決権行使結果について、臨時報告書を提出(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)し、当社ホームページで公開 (https://www.zenrin.co.jp/company/ir/stock/meeting/index.html)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IR活動の基本姿勢、情報開示の基準・方法、活動自粛期間等を定め、当社ホームページ「株主・投資家の皆様へ」に掲載しております。 (https://www.zenrin.co.jp/company/ir/irpolicy/index.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算後・期末決算後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催し、代表者が決算概要や経営戦略等について説明しております。 また、説明会の内容、配布資料、質疑応答記録等を、当社ホームページ「株主・投資家の皆様へ」に掲載しております。(https://www.zenrin.co.jp/company/ir/library/materials/index.html)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「株主・投資家の皆様へ」(https://www.zenrin.co.jp/company/ir/index.html) を開設しております。 その中で、経営方針や中長期経営計画、主要な経営指標の推移、決算資料、有価証券報告書等を掲載しております。 また、当社の特徴をわかりやすく紹介したブランドページや事業概要をまとめた「初コンタクト資料」、よくある質問事項をまとめたFAQの掲載など、当社への理解を深めていただくため、情報の充実とタイムリーな提供に努めております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRIに関する実務上の担当部署であるコーポレート本部 経営管理・IR部に担当者を配置しております。	
	・個人投資家に向けた取り組み 年2回、株主通信「株主のみなさまへ」を発送し、当社の活動状況を定期的	

その他	にお知らせしております。また、個人投資家向けIRイベントへの出展や、当社の業務を体験していただくワークショップの開催など、継続したコミュニケーションと当社への理解を深めていただく取り組みを実施しております。 ・機関投資家に向けた取り組み 定期的説明会に加え、適宜、個別面談、電話会議を実施している他、証券会社主催のカンファレンス等に参加しております。 ・海外投資家に向けた取り組み ホームページ内に英語サイトを開設し、中長期経営計画及び決算資料の英語版を掲載しております。(https://www.zenrin.co.jp/english/index.html) また、適宜、電話会議の実施や、証券会社主催の海外でのカンファレンスに参加しております。
-----	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの円滑かつ良好な関係を築き、事業活動を通じて社会への貢献ができることを目指しております。これらを当社の経営方針として、「経営方針管理規程」の前文に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、求められる企業の社会的責任を果たすべく、主管部署を総務部として、省資源、省エネルギー、グリーン購入等を実施し、環境に配慮した事業活動を行っております。なお、当社並びに当社製品の印刷を担う連結子会社である株式会社ゼンリンプリンテックスにおいて、国際標準の環境マネジメントシステムであるISO14001を取得し、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、事業活動に関わる各種の情報について積極的な開示を行うことを基本方針としております。 この方針に基づき、適時開示の体制を整備し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。当社グループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行っております。そして、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは「より適した価値」を実現することで、「情報を地図化する世界の企業」となることを目指しております。

このような当社の経営目標を達成し、継続的な企業価値の向上を図るため、当社は、法令違反及びその他事業活動によって生じる様々なリスクを的確に把握するとともに、それらのリスクを適切にコントロールし、業務の適正性を確保する観点から、次のとおり内部統制システムを整備しております。

当社は、このような内部統制システムの整備及びその実効性を確保することが、株主、取引先、地域社会その他のステークホルダーの信頼の源泉であり、企業経営の基本であると位置づけております。

(2)整備の状況

1)コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章・行動基準を定めるとともに、CSR委員会を設置し、CSR委員会委員長の統括のもと、各本部・各部門にわたる全社的なコンプライアンス管理体制の整備を図り、その啓発活動等を行っております。

なお、コンプライアンス状況のモニタリング、内部通報者の保護を目的として内部通報窓口を社内及び社外に設置しております。内部通報窓口にて受け付けた通報事実は通報者の地位の保護及びプライバシーに配慮した上で、その真偽を調査するとともに、真実であった場合には是正措置を実施し、必要に応じて情報開示委員会での審議を経て情報の適時開示を行うこととしております。また、内部通報者に対し、内部通報をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行ってはならないと定めております。

2)リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業活動に関連する内外の様々なリスクを統合的かつ適切に管理するため、リスク管理の方針をリスク管理規程に定めるとともに、CSR委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し、CSR委員会委員長の統括のもと、各本部・各部門にわたる全社的なリスク管理体制を構築しております。

このような管理体制のもと、各部門は、毎年1回各々所管する業務に関連するリスクの抽出及び特定、優先度の設定、並びにその予防・軽減策及び活動計画をリスク管理部会に報告し、その承認を得て活動しております。

また、リスクが顕在化し緊急事態が発生した場合には、適宜、リスク管理部会を招集の上、対策本部を設置し、事業継続計画(BCP)、危機管理マニュアル及び防災マニュアルに従って迅速に対応するとともに、必要に応じて情報開示委員会の審議を経て、情報の適時開示を行うこととしております。なお、その実効性を向上させるため、関係者に対し、危機管理に係るトレーニングを実施しております。

3)情報管理体制の整備の状況

当社は、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、文書(電磁記録を含む。)の作成、保存、廃棄等のルールを定めた文書管理規程により管理する体制を整えております。

このような文書管理に加えて、職務の執行に係る重要情報の保全のため、情報セキュリティ管理体制を整備しております。

4)財務報告に関する統制

当社は、財務報告に係る内部統制の実効性を確保し向上させるため、体制を整備し、運用の定着を継続的に図っており、会計処理に関する諸規程や運用ルールの制定、評価システムの整備及び関連する情報システムの高度化に取り組んでおります。

また、当社決算業務に関して会計監査人と協議を行う場として、決算直前に「決算方針検討会」を、決算後には「決算報告会」を開催し、会計監査人との意見交換や対応策の検討及び協議を行っております。

5)子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社に対する管理の適正化を図ること等を目的として、関係会社管理規程を定めております。また、子会社の代表より半期毎に業務や事業計画の進行状況を当社取締役会メンバーへ報告し、その状況を把握しております。また、当社の監査室は、子会社に対して定期監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定めております。

このように、反社会的勢力に対して断固たる態度で臨み、関係排除に取り組むことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であるとともに、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスそのものであるとの認識のもと、以下のとおり、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組んでおります。

(2)整備の状況

当社は、「企業行動憲章」において、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定めるとともに、具体的な行動基準を定め、社内に周知しております。

a. 対応統括部署及びマニュアル等の整備

総務部を対応統括部署として専任スタッフを配置するとともに、適切かつ迅速な対応を図るため、マニュアル等の整備に努めております。

b. 外部の専門機関との連携及び情報収集・啓発活動

暴力追放運動推進センター、企業防衛対策協議会、その他反社会的勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集及び適切な対応のための啓発に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

(1) 基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社取締役会は、株券等所有割合が3分の1以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。当社グループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行っております。そして、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは「より適した価値」を実現することで、「情報を地図化する世界一の企業」となることを目指してまいります。

その結果として、企業価値の向上を図り、当社グループが株主の皆様にとって魅力ある企業集団であることを目指すとともに、お客様及び従業員を大切に、社会に貢献し続けていく企業集団でありたいと考えております。

当社グループは経営ビジョンである「情報を地図化する世界一の企業」を実現するために、2015年度から2019年度までの5か年の中長期経営計画ZGP2020(2016年3月期～2020年3月期)を策定し、推進しております。

ZGP2020では位置情報サービスの拡充、防災・減災に対する意識の高まり、安全運転支援など、多様化する地図情報の用途に対し、情報の差別化とコストリーダーシップを実現することで「日本の地図をすべてゼンリン基盤とする」ことを目指します。

ZGP2020ではニーズに対応したサービスの提供にとどまらず、地図情報の新たな利用価値創造を目指し、「モノ」から「コト」への転換を軸として、1)「利用シーン」を創造した用途開発による収益拡大、2)「QCDDS」(※)を追求した時空間情報システムの安定運用、3)「生産性改革」の実現による固定費率の低減の3つを基本構成として、収益を維持しながら持続的な成長に向けて取り組んでまいります。

(※)QCDDS: Quality(品質)、Cost(価格)、Delivery(納期)、Diversity(多様性)、Scalability(拡張性)

当社グループは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような理念に基づくコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の革新を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、当社グループの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。

当社の経営においては、上記のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、当社グループの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社取締役会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

このような不適切な大規模買付者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて法令及び定款の許容する範囲内において適切な対応をしてまいります。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取り組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもってなされるものであり、基本方針に沿うものです。

従いまして、これらの取り組みは基本方針に沿い、当社株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

(1) 当社の企業理念及び適時開示に係る基本方針

当社グループは、住宅地図情報を基盤として各種地図及び地図データを提供しております。その性質上、当社グループの事業は、経済・社会と密接なつながりを持ち、高い公共性を有していることから、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を遂行するにあたっては、お客様をはじめ株主・投資家及び社会全般からのゆるぎない信頼が不可欠であると考えております。

こうした認識のもと当社は、企業理念として、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を掲げ、当社グループの担う社会的役割を、全役職員が十分に認識するとともに、入社研修や管理職研修など社内にて実施される諸研修や会議等の場において、常に本理念を共有するよう努めております。

会社情報の適時開示に関しても、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分に果たすとともに、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様からの確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、社内規程として「会社情報適時開示規程」を定め、個々の会社情報が投資判断等へ与える影響について、重要性の判断を逐次行うための専門組織として「情報開示委員会」を設置するなど社内体制やプロセスの整備・充実に努め、適時開示規則及び関連諸法令等に基づいた、適時適切な情報開示に努めております。

(2) 適時開示に係る当社の社内体制の状況

1) 情報開示委員会

当社は、会社情報の適時開示に係る社内体制として、上記の基本方針を具体的に実践する中心的機関として、「情報開示委員会」を設置しております。

当委員会には、当社及び子会社各社に分散する種類及び特性の異なる情報について、各担当部門が迅速かつ網羅的に収集し、適時開示規則及び関連諸法令等により情報開示の検討を要すると判断された情報が集約されます。

当委員会は、代表取締役社長を最高責任者(委員長)とし、情報管理責任者(実務責任者)であるコーポレート本部長を中心に、各種の情報に精通した関係部門長(総合企画室長、総務人事本部長、経理部長、経営管理・IR部長)から委員が構成されており、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、投資家の皆様にとっての有用性も考慮した任意開示の是非を含めて、当社の情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議を行います。その結果、情報開示が必要と判断した場合には、タイミング・方法等の検討も経て、決定事実・決算情報の場合は、取締役会への報告・承認の後、発生事実の場合は、最高責任者(委員長)である代表取締役社長の承認をもって、情報開示を行います。(発生事実の場合、取締役会へは事後報告とする場合があります。)

なお、当委員会は、情報管理責任者が当該情報の種類・特性に応じて、適宜オブザーバーを指名して参加させることにより、的確な検討を行うことができる体制づくりに留意しております。

2) 情報開示プロセス

a. 適時開示に係る社内教育

当社は、「(1)当社の企業理念及び適時開示に係る基本方針」を、社内ホームページに掲載するほか、社内規程として「情報管理規程」「内部情報及び内部者取引管理規程」「会社情報適時開示規程」を定め、更に、適時開示に係る基本方針をはじめとした当社の体制については、グループ各社を含めた役職員に対して、適宜教育・研修の機会を設け、各種情報の取扱いに関し、当該情報の管理及び漏洩、不正使用の防止、適時開示の体制及び方法等に関する基本ルールの周知徹底を図っております。

b. 情報収集

当社は、情報開示にあたり、検討対象情報の迅速かつ網羅的な収集のために、当社内では統括本部長・本部長・室長、子会社各社においては子会社各社長あるいは子会社各社長が指名する者を部門情報管理者と位置付け、情報集約担当部署への伝達を行う体制としております。

なお、情報の種類及び特性を考慮し、情報集約担当部署は以下のように定めております。

また、情報集約担当部署は日常的に相互連携しており、情報の鮮度を保ち、精度の向上に努めております。

<各情報集約担当部署における役割>

経 営 管 理 ・ I R 部 … 主に当社における決定事実及びグループ各社に関する適時開示に関連するあらゆる情報の集約を担当し、当該情報に基づき適時開示の要否についての仮判定を行う。

経 理 部 … 主に当社の決算情報、及び当社の債権・債務等に係る発生事実の集約を担当し、当該情報に基づき適時開示の要否についての仮判定を行う。

総 務 部/経営管理・IR部 … 主に当社における経理部所管以外の発生事実の集約を担当し、当該情報に基づき適時開示の要否についての仮判定を行う。

また、経営管理・IR部を情報開示委員会事務局として、当社の適時開示に係る業務の統括、諸体制の整備を行う。

c. 適時開示に係る分析・判断

当社各部門及び子会社各社から情報集約担当部署に集約された情報は、各情報集約担当部署において、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、また任意開示の是非も考慮した上で、情報開示の検討を要すると判断したものについて情報開示委員会の事務局である経営管理・IR部に伝達されます。

当委員会事務局は、情報管理責任者の指示に基づき、速やかに当委員会を招集し、伝達された情報について、上記「1)情報開示委員会」に記載のプロセスを経て情報開示に関する審議を行います。

d. 公表手続き

情報開示が決定した情報は、当該決定に基づいた方法及び時期に、経営管理・IR部より証券取引所への開示を行うとともに、経営管理・IR部からの連絡に基づき、総合企画室が、記者クラブへの情報開示及び社内外ホームページへの当該情報の公開により、株主・投資家を含むステークホルダーに対し、公平かつ迅速に情報開示を行います。

3) 適時開示に係るモニタリング

当社は、社内各部門の業務運営について、監査室が定期的に監査を行う体制となっております。

会社情報の適時開示については、情報開示委員会事務局(経営管理・IR部)に対して、適時開示規則、関連諸法令及び「会社情報適時開示規程」等に基づいた適時・適切な会社情報の開示が行われているかについても内部監査の対象としており、その結果について監査報告書を作成の上、代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項に関してはその指示を行うこととしております。

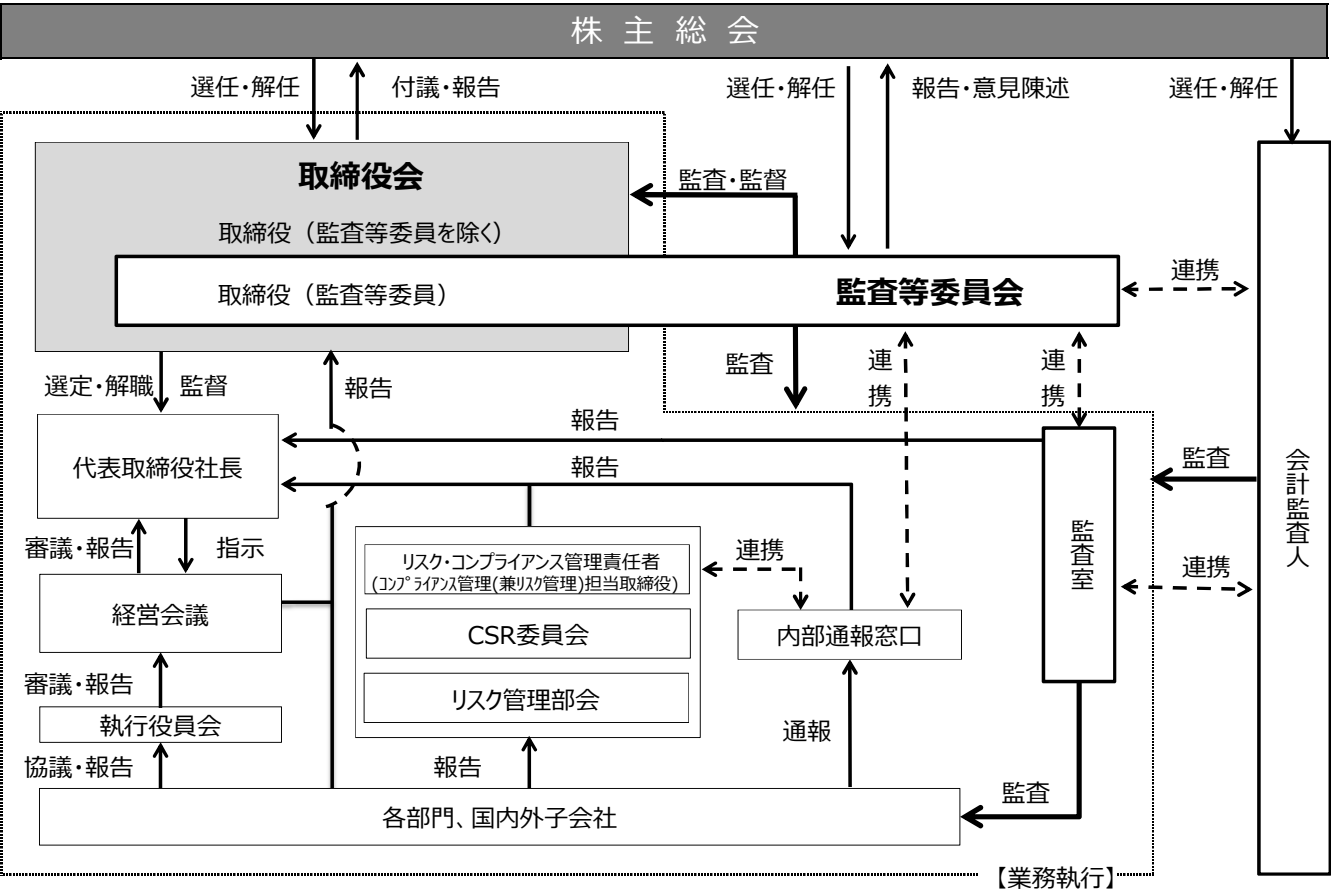
なお、これら「適時開示に係る当社の社内体制の状況」については、巻末の「会社情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー」のように図示されます。

(3) 適時開示に係る情報の取扱い並びにインサイダー取引の管理

当社は、重要情報の取扱いに関して「内部情報及び内部者取引管理規程」を定め、インサイダー取引の防止を徹底しております。

適時開示に係る情報についても、関係者への情報管理の徹底及び不正使用を厳禁するとともに、情報開示委員会において、当該情報が未公開の重要情報に該当すると判断される場合には、当該情報が開示・公表されるまで、関係者による当該情報に係る有価証券等の売買を禁止する等必要な措置を講ずることとしております。

【参考資料】模式図



【参考資料】フロー図

